

# 注目の「解雇裁判」 控訴審・日程決まる

## 第一回口頭弁論 10月30日(火) 10時〜東京高裁二階101号法廷 (地下鉄霞ヶ関下車・地裁と同じ建物) 9時30分までには正門へ)

8月に入って早々、「解雇裁判」控訴審の日程等が決まってきました。  
まず、控訴審は、東京高裁民事16部に所属され、担当裁判官は、裁判長には宗宮英俊（そ  
うみやひでとし）裁判官が決まり、主任裁判官には坂井満裁判官が、また、左陪席には大竹  
昭彦裁判官が就任の予定です。また、10月10日までに控訴理由書を提出、第一回口頭弁論  
は右記のように裁判日程が決まりました。すでに「解雇裁判」佐村判決の問題点や危険性は  
この「通信」でも明らかにしてきました。この不当判決は絶対に覆す必要があります。今後  
とも、皆さまのご理解、ご支援をお願いいたします。

### 「君が代・強制」 解雇裁判通信

第66号

発行「被解雇者の会」  
「君が代」解雇裁判の会  
事務局 090-4723-2438

太田淑子

「解雇裁判」とは？

卒業式の国歌斉唱時、静かに座っていただけで再雇用  
合格や講師採用を取り消さ  
れ、実質解雇された10人の  
元教員が「地位確認等」を求  
めている裁判です。

### 「不当判決 後」の経緯

▼7月2日控訴  
07年6月20日の「佐村不当  
判決」を受け、原告10人は  
7月2日、東京高裁に控訴し  
ました。

▼7月14日、報告集会  
「君が代」解雇裁判一審判  
決までの記録」出版

▼弁護団会議  
8月6日、午後2時から東  
京「日の丸・君が代」強制反  
対をすすめる会事務所（四谷  
事務所）において、支援する  
会世話人や控訴人らによる  
「佐村判決」の検討会もたれ  
ました。

その後、6時から東京法律  
事務所において「控訴理由  
書」作成のための弁護団会議  
が行われました。

▼上申書の提出  
8月9日、高裁に「控訴理  
由書」についての上申書を提  
出しました。その内容は、  
「控訴理由書を作成するた  
めには十分な期間が必要で  
あり、理由書の提出期限を  
10月10日としてほしい」と  
いうものです。

▼勉強会と弁護団会議  
8月20日（月）18時から  
四谷事務所において、水口弁  
護士を囲んで、「佐村判決」  
の問題点や控訴審に向けて  
の勉強会、また、8月31日  
（金）19時から東京法律事  
務所において弁護団会議が  
もたれました。

## 「『君が代』強制解雇 裁判一審までの記録」

頒布価格1200円

(B5版・送料込み)

## 好評発売中

### 《主な内容》

- ◆ 「本裁判の意義と争点」 水口主任弁護士
- ◆ 「判決を迎えて」 弁護団
- ◆ 「判決への思い」 全原告
- ◆ 「活動の歩み」 三年間の活動
- ◆ 「訴状」 全文
- ◆ 「原告準備書面(9)」 全文
- ◆ 「意見書」清水早大教授 全文
- ◆ 「被告準備書面(7)」 最終準備書面全文
- ◆ 「原告陳述集」 原告全員
- ◆ 「証言録」 横山前教育長、宮部元都労連委員長、  
臼井元人事部長の証言全文
- ◆ 「判決」 全文
- ◆ 「控訴状」 全文
- ◆ 「判決分析」 水口主任弁護士

本棚に一冊は必要です  
ね「解雇裁判一審までの  
記録」

この本は「君が代」強制解  
雇裁判の訴状提出から「不当

判決」に至るまでの500ペ  
ージにおよぶ「裁判記録集」  
です。なぜ、原告は国歌斉唱  
時不起立をしたのか、「思想  
・良心」の本質に迫る原告  
の陳述を読めば、自ずと明ら  
かになります。本棚に一冊は  
必要な本です。

### 「佐村判決」の問題点(1)

原告が主張していない「学校の教育自治の原理」という概念をあえて捏造することによって「原告らの行為は示威行為」と印象づけるための巧妙な詐欺的行為だ

判決文P54には次の記述がある。

証拠と称し、原告らの陳述書等の一部分のページを羅列し、「原告らが本件不起立行為に及んだ理由・動機については、「必ずしも一律ではない」といいながら、それを次のように整理をしている。

- ①「日の丸」「君が代」が大日本帝国憲法下において、天皇制に対する忠誠のシンボルとして用いられ、また、これらが先の大戦において大きな役割を果たしたことに対する抵抗感や嫌悪の情
- ②先の大戦において時の為政者により教育が支配され、そのため、ほかならぬ教員が多くの生徒を戦場に送り込むことに寄与することに對する反省の念
- ③本件通達をめぐると都教委の一連の動きが、学校の教育自治の原理を一切否定する強権的なものであり、是認しがたい職業的な信念

また、判決文P69には、証拠として前と同じ箇所を示し、次のように言う。「証拠を閲覧すると、原告らが本件不起立行為に及んだ大きな動機は、本件通達をめぐると都教委の一連の動きが、学校自治の原理を一切否定することからすると、本件不起立行為は国旗・国歌条項実施についての都教委の関与・介入に對する一種の示威行為とも評価し得るものであるから、本件不起立行為の態様が消極的・受動的なものにすぎないという原告らの主張は、本件不起立行為の一側面のみを取り上げるものであって、採用し難い」という。

私たち原告は上の①、②については陳述書に書き、証言し再び戦争へと向かうという強い懸念も証言した。しかし、「教育自治の原理」という言葉は使っていない。

佐村裁判長はこの意味を定義していないで、「証言を閲覧すると」という乱暴な論議で用いている。原告は誰1人、相談することなく、自分の「思想・良心」に従って、静かに座っていただけである。「学校自治の原理」を振りかざして座っていたのではない。もちろん「示威行動」でもない。

### 「君が代」解雇裁判をすすめる会 第32回世話人会開かれる

7月29日(日)午後2時から「世話人会」が四谷共同事務所で開かれ、次の内容が検討され、決定しました。

- ①控訴審に向けて、控訴人や弁護団の取り組みや日程が話されました。
- ここでは、憲法19条だけでなく、教育法学の立場から「教育の自由」についても言及すべきではないかという意見がありました。
- ②「記録集」の販売・普及係として、平松さん、近藤さん、前川さん、丸山さんが選ばれ、「販売促進計画」を決めまし

た。当面の行動は次の通りです。

- 原告及び安藤さんと林聡さんの自宅宛に、各10冊届け、それぞれが販売に努力する。
- 各団体の通信発送時に郵便為替「払込取扱票」の入ったビラを同封してもらう。
- 寄稿者や各団体に献本し、普及してもらう。
- 民間教育団体の「研究会」や都高教支部会館等で販売を行う。

なお、7月14日に行われた「報告集会」では、刷り上がったばかりの「記録集」100冊が持ち込まれ、完売することが出来ました。

会員の皆さまには、「裁判記録」として積極的にご購入をお願いするとともに、お知



- り合いに方にもお薦め下さるよう、よろしくお願ひします。
- ③次回世話人会 9月9日(日) 14時から 四谷事務所
- なお、今年度の世話人は次の方々です。
- 代表世話人 丸山洋明、平松辰雄
- 世話人 安藤哲雄、片山むさぼ 富田浩泰、水野 彰 堀田耕一郎、林 聡 森瀬 昇、林 誓紀 原告(控訴人) 全員

### 都高教大会で宣伝行動

#### 「記録集」50冊完売

「解雇裁判」を共にすすめる会のメンバーは、7月23日(月)、朝8時半から、日本教育会館で行われた「都高教組大会三階会場入口」において、「解雇通信」65号と土屋英雄教授の「解雇訴訟判決と展望」をセットで配布しました。

また、会場内では、「記録集」の販売を行い、50冊全てを完売しました。

更に、「大会」では、傍聴人として参加した太田さんが解雇裁判の現状を報告し支援を訴えました。

### 「再発防止研修」支援



こともあろうに、「都高教大会」が行われている時間に、都教委は水道橋「研修センター」において、大会代議員を含む不起立者に対する「再発防止研修」を強行しました。解雇裁判控訴人(原告)の4人は、この暴挙に抗議するとともに、「研修者」に対する支援行動を行いました。

#### その他・8月の行動

- ▼8/23(木) 14時(都庁第一庁舎39階)都人事委員会審理Ⅱ 05年・卒11グループ
- ▼8/24(金) 15時(都庁第一庁舎39階)都人事委員会審理Ⅱ 05年・入3グループ
- ▼8/27(月) 16時(都庁第二庁舎二階前)都教委包囲アクション・要請行動他 ○後段集会 18時半(西新宿小体育館)
- ▼8/28(火) 14時(都庁第一庁舎39階)都人事委員会審理Ⅱ
- ▼8/29(水) 10時(箱根湯本)原告・弁護団合宿

### 9月からの裁判等日程

- 9/3(月) 14時(四谷事務所)原告(控訴人)団会議
- 9/9(日) 14時(四谷事務所)第33回世話人会
- 9/10(月) 13時10分(地裁)七生養護・金崎元校長裁判
- 9/20(木) 14時(高裁)予防訴訟第二回口頭弁論
- 9/25(火) 本部委員会
- 9/27(木) 13時半(地裁710)不採用撤回裁判最終弁論
- 10/2(火) 13時半(高裁101号)板橋高校藤田事件第一回公判
- 10/4(木) 18時抽選締切(地裁)東京「君が代」裁判第三回口頭弁論
- 10/5(金) 18時(セッション)杉並)池田さんコンサート

### 10/6(土) 12時半 難波判決一周年決起集会 場所 星陵会館

- 10/11(金) 13時半抽選締切(高裁810)増田控訴審
- 10/21(日) 14時(四谷事務所)世話人会
- 10/31(水) 10時~17時(地裁710)もの言える自由裁判

#### 編集後記

▽例年になく暑い8月でした。いかがお過ごしでしょうか▽そんな中、私たちは相変わらず「貧乏暇なしの生活」で追い立てられています▽9月からは本格的な巻き返しです▽どうか皆さま、ご健康にご留意を!